まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項」に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八条の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八条の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「附則第八条の二の二第七項及び第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九条第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第十三項中「次項において「連結申告法人」という。）」、「及び次項」及び「（次項において「雇用安定控除調整率」という。）」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」に、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」、「。次項において同じ」及び「、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額）の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」と」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」、「これらの規定を」及び「又は第十四項」を削り、「、これら」を「、第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九条の二の二第一項中「又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第三十五条の三の二第一項中「という。）又は」を「という。）」に、「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「という。）又は」を「という。）」に、「）から」を「）、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項及び第五項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第四項中「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税累積投資契約」に改める。

附則第四十一条第二項中「第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二条の十三第五項（第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）、第六項及び第八項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三条第十九項」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五十三条第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、地方税法第二十四条の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五条第一項第二号の改正規定及び同法第三百十七条の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削り、同法附則第十二条の三に一項を加える改正規定及び同法附則第三十条に一項を加える改正規定中「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第一条第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　削除

附則第一条第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第九号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改め、同条第十号中「平成四十七年四月一日」を「令和十七年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「平成三十一年度」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第三条第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第六条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十一条第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。